

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和7年7月1日 現在＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 31-0002（午前8時30分～午後5時15分まで）

担当 生活相談員（介護支援専門員）

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 室賀の里介護予防短期生活介護センターの概要

（1）提供できるサービスの種類

種類 介護予防短期入所生活介護

施設名称 室賀の里短期生活介護センター

所在地 上田市上室賀19番地

介護保険指定番号 指定番号 2070300211

（2）同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	備考
管理者	福祉施設長資格	1(1)		1(1)	
医師			2(1)	2(1)	
生活相談員	介護福祉士等	3(1)		3(1)	介護支援専門員兼務 管理栄養士兼務
管理栄養士	管理栄養士	2		2	生活相談員兼務
機能訓練指導員	看護師	1		1	
介護支援専門員	介護支援専門員等	1		1	生活相談員と兼務
事務職員		4(1)		4(1)	
看	看護職員	4		4	
護	介護福祉士	25(5)	3	28(5)	内社福士3・精福士1
介	2級ヘルパー等	12	1	13	
護	その他		4(1)	4(1)	
理学療法士			1(1)	1(1)	

（ ）内は男性再掲

3. サービス内容

【契約書別紙】のとおりです。

4. 利用料金

（1）基本料金・その他の料金・キャンセル料等

【契約書別紙】のとおりです。

（2）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。なお、お支払いの際領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。契約に際しては、契約当事者である利用者が心身の障害により、契約に支障がある場合が懸念されますので、利用者の権利を保護するため、契約にあたっては利用者のほかに必ず身元引受人の署名もお願いします。なお、ご利用の予約は2ヶ月程度前からできます。

※ 介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターとご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者の人権を尊重し、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行うものとしします。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

・面会

特に制限はありませんが、17 時以降においての際は事前にご連絡下さい。
また感染対応での面会の制限をおこなうことがございます。

・外出、外泊

身元引受人に事前に了承を得ることを条件とさせていただきます。

・飲酒、喫煙

飲酒は健康維持に支障がないと認められる方に限り、行事時以外は夕食時にお願いいたします。施設内は禁煙です。

・金銭、貴重品の管理

基本的には自己管理となります。自己管理が難しい場合はご相談下さい。

・所持品の持ち込み

置けるスペースが限られています。その範囲内でのお持ち込みとさせていただきます。入所前にご確認下さい。

・宗教活動

制限はありませんが、布教・勧誘等の他者に関わる行為は一切禁止させていただきます。

・ペット

お断りさせていただきます。

7. 身体拘束

身体拘束は原則おこないませんが、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合、身体拘束を行う場合があります。おこなう場合は次の3つの要件を満たす場合とします。

① 切迫性 ②非代替性 ③一時性

身体拘束を行なう場合次の事項によって実施する。

(1)利用者本人や身元引受人に対して、身体拘束の内容、理由、目的等詳細に説明し、十分理解をいただくと共に、同意を得るものとします。その際別紙「身体拘束同意書」を取り交わすこととします。

(2)身体拘束を行なった場合、その様態、時間、入所者の心身の状況及び理由を記録します。

(3)また経過観察、見直し評価を行ない、適切な記録を作成し保存することとします。

8. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、身元引受人に速やかにご連絡いたします。

9. 協力病院

安藤病院	上田市中央西	1-1-20	電話	0268-22-2580
柳澤病院	上田市中央西	1-2-10	電話	0268-22-0109
花園病院	上田市中央西	1-15-25	電話	0268-22-2325
室賀診療所	上田市上室賀	13-5	電話	0268-31-1070
村上医院	上田市大手	1-2-6	電話	0268-22-3740
グリーン歯科	上田市中丸子	1408	電話	0268-43-2831

10. 非常災害対策

・防災時の対応

施設内で安全部会を組織し、日頃から安全意識の向上や啓蒙につとめ、消防署、地元自治会、消防団などとも連携して安全の確保に努めています。

・防災設備

火災報知器・自動通報装置・消火栓等基準設備を整え、定期的に性能検査を実施しています。

・防災訓練

年間2回以上避難訓練を含む防災訓練を実施しています。

・防火管理者 倉島 和彦

11. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 主任生活相談員 倉島 和彦 電話 31-0002

② その他:当施設以外に、下記において苦情を伝えることができます。

○上田市高齢者介護課 電話 0268-23-5140

○長野県国民健康保険団体連合会 電話 026-238-1555

○長野県福祉サービス運営適正化委員会 電話 026-226-2035

○ 苦情解決第三者委員

湯本 孝一(026-272-4212) 師川 敦子(0268-25-3363)

日野 芳子(0268-36-3743)

12. 第三者評価受審の有無

現在のところ、実施しておりません。

13. 社会福祉法人上田しいのみ会が行っているその他の介護保険関連事業

(1) 居宅介護支援事業 室賀の里いきいき介護センター

指定日 平成11年 7月30日 事業者番号 2070300021

(2) 介護老人福祉施設事業 特別養護老人ホーム室賀の里

指定日 平成11年11月30日 事業者番号 2070300252

(3) 短期生活介護事業 室賀の里短期生活介護センター

指定日 平成11年11月30日 事業者番号 2070300211

(4) 通所介護事業 室賀デイサービスセンター

指定日 平成11年11月30日 事業者番号 2070300203

(5) 川西地域包括支援センター

指定日 平成18年 4月 1日 事業者番号 2000300059

(6) 介護予防通所介護事業

指定日 平成18年 4月 1日 事業者番号 2070300203

(7) 介護・福祉相談センターかわにし

令和2年 6月 1日